

## 大井沢地区まちづくり協議会設立総会 議事録

- 1 日 時 令和元年7月14日（日）午後3時から午後4時10分
- 2 場 所 守谷市民交流館 多目的ホール
- 3 出席者 ・大井沢地区まちづくり協議会構成員44名（うち委任状9名）  
・守谷市長 松丸修久（来賓）
- 4 議 事
  - ① 第1号議案 大井沢地区まちづくり方針（案）について
  - ② 第2号議案 大井沢地区まちづくり協議会会則（案）について
  - ③ 第3号議案 大井沢地区まちづくり協議会役員（案）について
  - ④ 第4号議案 令和元年度活動計画（案）について
  - ⑤ 第5号議案 令和元年度予算（案）について

### 5 議事経過概要及び結果

定刻に至り、司会者の寺田実氏が開会を宣言した後、設立準備会寺田一会長が挨拶を述べた。

続いて来賓の松丸修久市長から、設立総会開催に当たっての祝辞が述べられた。

続いて、大井沢地区まちづくり協議会構成員及び支援担当職員の自己紹介を行った。

審議に入る前に、議長及び議事録署名人の選出について諮ったところ、議長に寺田功一氏が、議事録署名人に倉田稔生氏及び武藤武氏が満場一致で選出された。

議長から出席者数の報告があり、午後3時現在で全構成員48名中、本人出席者数35名、委任状出席者数9名、合計44名の出席者数があり、委任状を含めた出席者数が、構成員数の半数を超えている旨の報告があった。

#### ① 第1号議案（15時17分から）

議長は、提案者である設立準備会寺田一会長に議案の説明をさせた。

**質疑**：第4章内の「活動目標：地域での行事に参加します」に対する課題で、文末表現が「参加しない住民も見受けられます」と記載されているが、「参加する・しない」は本人の自由であり、この表現では上目線のように

にも捉えられ、反発感を招くのではないか。

**回答**：御指摘のとおり、受け取る方によってはそのように受け取られてしまう可能性があるため、表現を修正させていただく。

**採決結果**：挙手多数により、指摘事項の箇所を修正することで可決・承認

## ② 第2号議案（15時26分から）

議長は、提案者である設立準備会寺田和雄氏に議案の説明をさせた。

**質疑**：第7条で、役員任期は3年とされているが、なぜ3年としたのか。また、第18条で「事業年度終了後」とあるが、事業年度の期間が記載されていない。事業期間はいつからいつまでか。

**回答**：他地区協議会の役員任期にならって3年とした。事業年度は会計年度と同様の期間を考えている。

**質疑**：事業年度を明確に記載したほうがよいのではないか。「会計年度」と「事業年度」を統一して記載してはどうか。

**回答**：第17条に「事業年度」が明確になる表現を追記させていただく。

**質疑**：「反社会的勢力」に関する文言を記載しておかなくても大丈夫か。

**回答**：大井沢地区まちづくり協議会の構成員は、各地区において選出された方々が構成員となっているため、「反社会的勢力の加入を認めない」旨の記載は不要と判断した。

**質疑**：役員任期3年の期間を明記したほうがよいのではないか。本日の総会で役員が選任されると、3年後の7月までになってしまう。会計の報告や総会の時期も関係してくるので、例えば「最終年度の事業・会計報告を行う定期総会まで」といったように、任期がいつまでなのかを詳しく記載する必要があると思う。また、おおよその定期総会開催時期を明記したほうがよいのではないか。

**回答**：役員任期の考え方としては、今年度はすでに始まっていることから、本日を初年度とした3年間としたいと考えている。任期の終了時期を詳細に記載するかについては、皆様で決めていただければ会則を修正することはできる。総会開催の時期は、事業・会計終了後の4月に開催することが理想であるが、総会の準備に時間を要することや自治会・町内会の総会と重なることも考えられ、必ずしも4月に開催できない可能性がある。そのため、詳細な時期は記載していない。

**質疑**：第19条に、「この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める」とあるが、協議会に必要なものであれば、総会で決めるべきではな

いか。この文言だと、会長が何でも決められるように見えてしまう。

**回答**：基本的には大切な事項は総会で決めることが大原則であるが、急を要したり、事務的に必要な事項で、総会に諮るまでもないようなものを想定している。なお、「会長が定める」という意味は、会長が独断で決めるという意味ではなく、会を代表するものであること意味している。実際には、会長が役員会等に諮って決めることを想定している。

**採決結果**：挙手多数により、「役員任期」、「事業年度」、「雑則」の表現の一部について修正することで可決・承認

### ③ 第3号議案（15時40分から）

議長は、提案者である設立準備会高橋昭則副委員長に議案の説明をさせた。  
※役員について立候補者を募ったが、立候補者がいなかったため、準備会から役員（案）を提案した。

**質疑**：なし

**採決結果**：挙手多数により原案のとおり可決・承認

### ④ 第4号議案及び第5号議案（15時45分から）

議長は、提案者である設立準備会須賀英雄副会長に議案の説明をさせた。

**質疑**：収支予算（案）の支出の項目「協議会運営・活動拠点整備事業」の12万円は以前説明があった学びの里の改修工事に対しての費用ということか。また、市の今年度予算の中に、活動拠点への防犯カメラ設置に関する予算が計上されていたが、学びの里に防犯カメラが付くということなのか。

**回答**：「協議会運営・活動拠点整備事業」は、拠点で使用するパソコン、プリンター、テーブル等の備品を購入するための費用である。市予算の防犯カメラ設置に関する予算については、北守谷地区まちづくり協議会と高野地区まちづくり協議会の活動拠点が、公民館敷地内の離れた場所に設置されていることから、防犯管理上、両地区に防犯カメラを設置するものである。

**質疑**：備品購入の範囲や、食糧費への活用範囲など、交付金を活用する場合のルールやマニュアルはあるか。無い場合、これから作成するのか。

**回答**：交付金の活用については、要綱を定め、どのようなことに活用できるかなど、活用に関するルールを設けている。また、運用マニュアルも作成し、活用にあたってのQ&A等を掲載している。活用の判断が難しい場合は、御相談いただきたい。なお、要綱は市ホームページでも閲覧する

ことができる。

採決結果：挙手多数により原案のとおり可決・承認

以上をもって設立総会の議案審議が全部終了したため議長が退任し，司会者の寺田実氏の閉会宣言により設立総会は閉会した。


以上の総会議事経過概要及び議決結果を明確にするため，議長及び議事録署名人は次のとおり署名押印する。

令和元年7月28日

議 長

寺田功一 

議事録署名人

倉田稔生 

議事録署名人

武藤 武 